

糸満市監査委員告示 4 号

地方自治法第 242 条第 1 項に基づく糸満市職員措置請求の結果を同条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 7 月 1 日

糸満市監査委員 儀間常貞

糸満市監査委員 西平賀雄

第1 請求人

住所 糸満市

氏名 代表請求人 他3名

第2 糸満市職員に関する措置請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については糸満市職員措置請求書（以下、「請求書」という。）の記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は一部省略した。

1 請求の要旨

令和2年度～令和3年度に潮平で行われた白川1号線水路工事は杜撰（不当）な計画により6億5千万円の税金を無駄にし、市に損害を与えた。その失態は糸満市職員にあり補償を求める。

2 請求の趣旨

計画上のミス：潮平の浸水は白川幹線からあふれた水や西崎東水路や低地が原因であることを住民は何度も指摘してきたが、糸満市職員は大丈夫と住民の意見も無視して杜撰（不当）な計画で白川1号水路工事を進めた。工事完了後まもなくして雨が降ったら浸水し住民や車両等の被害が出て大騒ぎになった（新聞記事参照）

1年を経過した後になった事は、現在阿波根西原地域で住民を無視して行われている白川2号水路工事が潮平に水が行かない様にする事であり、調査してみると白川1号水路工事が失敗したことに端を発している事が明らかになった。現在行われている白川2号水路の計画や工事発注が極めて秘密裏に行われ、私達自治会や住民が知る由もなかった為

3 事実証明書

請求人から事実証明書として、以下の提出物があった。

- (1) 新聞記事概要版（2022年9月8日沖縄タイムス記事）
- (2) 白川1号線工事前（R2年度～R3年度）及び工事後（R4年度～R5年度）の冠水した日及び雨量

第3 監査の結果

- 1 本件請求については、監査委員の合議により、次のように決定した。

要件審査の結果、要件を満たしていないと認め住民監査請求を「却下」とする。

2 却下の理由

「請求のできる期間（地方自治法第 242 条第 2 項）」

請求書にある白川 1 号線水路工事にかかる費用を支出した日から 1 年を経過しており正当な理由があることが請求書によって疎明されていない。

「請求にかかる事実証明書の添付（地方自治法第 242 条第 1 項）」

請求は、請求にかかる事項の全部についてこれらを証する書面を添付しなければならず、請求の要旨を裏付けるものと認められることが必要である。

添付されている新聞記事（2022 年 9 月 8 日沖縄タイムス）は具体的な内容の記載がないため請求にかかる全部の事実を証する書面とは認められない。